

会員規約

第1条【名称】

本会は「西田順風オフィシャルサポーターズクラブ」と称す。

第2条【事務局】

北海道虻田郡真狩村字真狩6-76

第3条【目的】

西田順風のスキー活動をあらゆる面から支援することを目的とする。

第4条【会員】

会員は西田順風を応援する意思を持つ個人、法人及び団体によって構成される。
また、ホームページなどでは会員はサポーターを称す。

第6条【入会】

入会は、本規約、活動内容を理解した上、所定の様式に下記事項を記入し役員に提出し、会費を納入する。

本提出資料は、会員本人の確認と連絡のみに使用し、退会または本会の解散時には、役員が責任を持って破棄する。

第7条【退会】

退会は、文書の提出を持って任意に退会できるものとする。なお、この場合、再入会はできるものとする。

第8条【除名】

本会の名誉を傷つけるおよび目的に反する行為を行った場合、除名とすることができる。

第9条【役員】

本会は次の役員を置く。

代表者 西田恵治

第10条【情報管理】

サポーターは本会で知り得た情報およびプライバシーに関する事項は、他に漏らしてならない。

第11条【会費】

1. 個人会員の年会費は1口1千円で、1口以上とする。
2. 法人および団体の年会費は1口1万円で、1口以上とする。
3. 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還されない。

4. 会費は、西田順風の選手活動経費ならびに事務局運営費に充てるものとする。
5. 年会費の期限は初年度を8月1日より翌年3月31日までとし、次年度以降を4月1日より翌年3月31日とするが、継続の会費納入はサポーターの任意とする。

第12条【財務】

選手活動経費の支払いについては、必要に応じて西田順風本人に仮払いし、毎シーズン終了後精算報告するものとする。

第13条【事務報告】

事務的なお知らせ、報告があった場合は事務局よりHP上にて報告する。サポーター全員が知るべき重要事項に関しては、HP上で報告すると共にメールまたは書状にて報告することとする。

第12条【活動の終了】

本会は、西田順風の選手活動終了をもって活動を終了とする。

第13条【付則】

1. 本規約は2015年8月1日から施行する。
2. 本規約は、必要に応じて変更することがある。ただし、その内容は速やかにサポーターに連絡することとする。
3. 西田順風オフィシャルサポーターズクラブ設立日は2015年8月1日とする。

以上

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

北海道虻田郡真狩村字真狩6-76

代表者 西田恵治